

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 7 月 11 日 (火) 第 429 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿 児 島 県 職 員 の 災 害 派 遣 手 当 等 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (人事課取扱い) 2
- 給 与 等 の 支 払 事 務 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (総務事務センター取扱い) 2
- 鹿 児 島 県 中 小 企 業 融 資 制 度 の 損 失 補 償 に 係 る 回 収 納 付 金 を 受 け 取 る 権 利 の 放 棄 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 (※) (中小企業支援課取扱い) 2

告 示

- 保 安 林 の 指 定 (森づくり推進課取扱い) 3
- 障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 の 指 定 の 辞 退 (障害福祉課取扱い) 3
- 障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 の 変 更 事 項 の 届 出 (障害福祉課取扱い) 3
- ま さ ば 対 馬 暖 流 系 群 及 び ご ま さ ば 東 シ ナ 海 系 群 に 関 す る 知 事 管 理 漁 獲 可 能 量 の 設 定 (水産振興課取扱い) 3
- 障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に 基 づ く 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 事 業 の 廃 止 (北薩地域振興局取扱い) 4
- 障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に 基 づ く 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者 の 指 定 (北薩地域振興局取扱い) 4
- 児 童 福 祉 法 に 基 づ く 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者 の 指 定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (警務課取扱い) 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊 技 機 の 型 式 の 検 定 の 告 示 (生活安全企画課取扱い) 5

規 則

鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 5 年 7 月 11 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 42 号

鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 (昭 和 35 年 鹿 児 島 県 規 則 第 98 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

附 則 第 2 項 の 前 の 見 出 し 及 び 同 項 か ら 附 則 第 4 項 ま で を 削 り , 附 則 第 1 項 の 見 出 し 及 び 項 番 号 を 削 る。

附 則

こ の 規 則 は , 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

.....

鹿児島県職員の災害派遣手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第43号

鹿児島県職員の災害派遣手当等支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の災害派遣手当等支給規則（平成 5 年鹿児島県規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この規則は、鹿児島県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年鹿児島県条例第 34 号）の施行の日から施行する。

.....

給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第44号

給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則

給与等の支払事務に関する規則（昭和 47 年鹿児島県規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この規則は、鹿児島県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年鹿児島県条例第 34 号）の施行の日から施行する。

.....

鹿児島県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第45号

鹿児島県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する
条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、鹿児島県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和 5 年鹿児島県条例第 41 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（私的整理に関するガイドライン）

第 2 条 条例第 3 条第 2 項第 9 号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成 27 年 12 月 25 日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。）又は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（令和 2 年 10 月 30 日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。）
- (2) 中小企業の事業再生等に関するガイドライン（令和 4 年 3 月 4 日に中小企業の事業再生等に関する研究会が策定したものをいう。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和5年7月11日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

大島郡瀬戸内町大字古志字中田ノ二398番1, 399番・400番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第587号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和5年7月11日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
マリーンちゅーりっぷ薬局	鹿屋市札元二丁目3771番地8	令和5年 2月28日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第588号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和5年7月11日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
マリーンちゅーりっぷ薬局 鹿屋市札元二丁目3771番地 8	名称	ちゅーりっぷ 薬局	マリーンちゅ ーりっぷ薬局	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第589号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和5年7月11日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
11,800 トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業	9,700 トン
鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

北薩地域振興局告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 5 年 7 月 11 日

北薩地域振興局長 北菌育子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援A型事業所デザインー	薩摩川内市中郷町5432番地3	haruhana 合同会社	薩摩川内市中郷町5432番地3	前田 智美	令和 5 年 6 月 30 日	就労継続支援 A 型

北薩地域振興局告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 7 月 11 日

北薩地域振興局長 北菌育子

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型事業所デザインー	薩摩川内市大小路町55番1号	haruhana 合同会社	薩摩川内市大小路町55番1号	前田 智美	令和 5 年 7 月 1 日	就労継続支援 B 型

始良・伊佐地域振興局告示第20号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 7 月 11 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援事業所ほほえみ	伊佐市大口里783番地4	社会福祉法人みどり福祉会	伊佐市大口里1842番地2	後庵 卯	令和 5 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 11 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 増 田 吉 彦

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 21 号

鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 (昭 和 59 年 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 9 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 30 条 の 2 を 次 の よう に 改 め る。

第 30 条 の 2 削 除

附 則

こ の 規 則 は , 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

公 安 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 告 示 第 66 号

風 俗 営 業 等 の 規 制 及 び 業 務 の 適 正 化 等 に 関 す る 法 律 (昭 和 23 年 法 律 第 122 号) 第 20 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 申 請 の あ っ た 次 の 遊 技 機 は , 遊 技 機 の 認 定 及 び 型 式 の 検 定 等 に 関 す る 規 則 (昭 和 60 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 4 号) 第 6 条 の 遊 技 機 の 型 式 に 関 す る 技 術 上 の 規 格 に 適 合 し て い る と 認 め た 。

令 和 5 年 7 月 11 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 増 田 吉 彦

遊 技 機 の 種 類	型 式 名	製 造 者 の 氏 名 又 は 名 称	検 定 番 号
ぱ ち ん こ 遊 技 機	P ぱ ち ん こ G A N T Z 覚 醒 M J 4	株 式 会 社 オ ッ ケ ー .	310213
回 胴 式 遊 技 機	L パ チ ス ロ 0 0 9 R E : C Y B O R G - N Z	株 式 会 社 ニ ュ ー ギ ン	3S0498
回 胴 式 遊 技 機	L 戦 国 乙 女 4 S 3	株 式 会 社 オ リ ン ピ ア エ ス テ ー ト	3S0520
回 胴 式 遊 技 機	S パ チ ス ロ ゴ ー ヤ K J B	京 楽 産 業 . 株 式 会 社	330188